

瀬戸市選挙管理委員会告示第28号

瀬戸市公職選挙管理規程（昭和53年瀬戸市選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成22年12月2日

瀬戸市選挙管理委員会
委員長 加藤 唐三郎

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第30条の5 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書を、<u>使用又は作成の実績に基づき作成し</u>、公営条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 <u>前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければな</u></p>	<p>（契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第30条の5 候補者は、選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書を、公営条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を営業者その他の者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</p>

<p>らない。</p> <p>3 第1項に規定する選挙運動用自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ第20号様式の5及び第20号様式の6に準じて作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第30条の6 契約業者等は、公営条例第4条又は第5条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第30条の3第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ポスター作成業者にあつては第30条の3第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <省略></p>	<p>2 前項に規定する選挙運動用自動車使用証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ第20号様式の5及び第20号様式の6に準じて作成しなければならない。</p> <p>(請求書の提出)</p> <p>第30条の6 契約業者等は、公営条例第4条又は第5条の規定による請求をしようとする場合には、請求書に前条第1項の選挙運動用自動車使用証明書又はポスター作成証明書(燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第30条の3第2項の確認書)を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 <省略></p>
---	---

第20号様式の2その1中

「

」

を

「

」

に改め、同

様式その1備考第2項中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その1備考に次の1項を加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)。

第20号様式の3その1中「3 確認申請金額 _____ 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 _____」

4 確認申請金額 _____ 円」

に改め、同様式その1備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

第20号様式の4その1中「3 確認金額 _____ 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

4 確認金額 _____ 円」

に改め、同様式その1備考中第2項に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

第20号様式の4その1備考中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第20号様式の5その1中 車種及び自動車登録番号 を

車種及び自動車登録番号又は車両番号 に改め、同様式その1備考第1

項中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加える。

第20号様式の5その2中 自動車登録番号 を

燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号 に改め、同様式その2備考第1

項中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の次に「、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同様式その2備考中第5項を削り、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項中「証明書」の次に「及び給油伝票の写し」を加え、同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第20号様式の5その3備考第1項中「証明書は」の次に「、使用の実績に基づいて」を加える。

第20号様式の6備考第1項中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

第20号様式の7その1備考第1項中「自動車燃料代確認書」の次に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車

両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し」を加え、同様式その1備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

第20号様式の7その1（別紙2の2）中

自動車登録番号

を「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」に改め、同様式その1（別紙2の2）備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「販売単価（a）」欄、「販売量（b）」欄及び「販売金額（a）×（b）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

第20号様式の11備考第1項中「証明書は」の次に「、作成の実績に基づいて」を加える。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。